

地域版自転車活用推進計画策定のご提案



1. 業務の必要性及び背景

多発する自転車事故

日本では年間10万件以上の自転車事故が発生しており毎年500人以上が死亡しています。自転車事故の多くは10代の学生ですが、高齢者も少なくありません。

道路交通法の改正と道路政策の転換

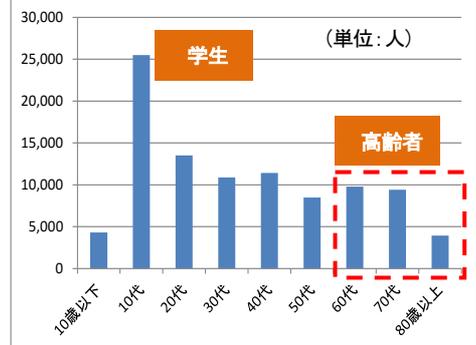
平成23年10月には、自転車二車両を明確化した道路交通法の改正が行われ、道路政策の転換の視点として「『クルマ』主役からクルマ以外の利用者も含めた『多様な利用者が安全・安心して共存』できる環境の整備」が挙げられました。

遅々として進まない自転車利用環境整備

自転車の利活用については、国土交通省道路局と警察庁交通局によって「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が作成・改定されたものの、様々な課題がみられ進んでいないのが現状です。

自転車の総合的・計画的な活用推進を図る『自転車活用推進法』の施行

このような中、平成29年5月に自転車の活用を総合的・計画的に推進していく事を目的とした『自転車活用推進法』が施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じ計画を定めるよう努めるとともに、国と適切に役割分担をしつつ実情に応じた施策を実施していく事が求められています。



H27自転車乗用中の年齢層別負傷者数：警察庁交通局「平成27年における交通事故の発生状況」より

自転車活用推進法の基本方針

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

上記に示した自転車を取り巻くニーズや法規制の変化、さらには、国を中心とした推進体制の構築といった社会情勢の変化に対応し、“**地域として自転車をどのように位置づけ、活用し、どのように環境整備を図っていくのか**”を明確化する『地域版自転車活用推進計画』の作成を提案するものです。

2. 計画策定の意義・目的

自転車の総合的・一体的な活用推進が求められる中、自治体では『道路、都市・地域づくり関連：自転車ネットワーク整備（や整備計画の策定）、安全対策』、『公共交通関連：フィーダー交通路としての自転車活用』、『観光関連：サイクリングなど観光資源や観光客の足としての自転車活用』など、それぞれの分野で自転車の利活用を検討、設定している事が想定され、さらには、『災害時の有効活用』、『健康維持増進の活用』といった分野においても積極的な活用が求められています。

そこで、本計画は、**並立する自転車に関する計画を整理し、“地域における今後の自転車の総合的な環境整備・活用・推進方策を明確化するマスタープラン”を策定することを目的に検討を進めます。**

3. 検討の進め方

自転車利用の前提となる現状の地域基盤や利用環境について、各種資料や GIS データ、現地踏査等を通じて把握します。

地域住民の自転車の使い方や、地元住民の考える自転車に対する問題点やニーズを、各種調査を通じて把握します。（既に利用環境整備計画などを策定している場合、その際のデータを活用します。）

1 現状の都市基盤の把握

- ・地域の概況（地勢、人口、土地利用、主要施設）
- ・道路交通現況（道路網、自動車交通量、交通事故、自転車走行空間の整備状況、）
- ・関連整備計画の把握（駐輪場、都市計画道路 等）

2 地域ニーズの把握(各種調査の実施)

- ・主要自転車経路の自転車・歩行者交通量の把握
- ・自転車利用状況（駐輪場、現地調査による利用経路と状況）
- ・市民アンケート調査

国（・県）などの有する自転車関連上位計画は基より、各部署にて策定している各種計画より、自転車活用の考え方や取組等を整理します。

従来の「地域住民の日常的な移動」の視点は基より、観光、災害時、健康増進、地域活性化など総合的な観点から、自転車活用・推進の基本方針を設定します

3 自転車にかかわる各種計画の整理

- ・国・県の自転車関連計画の整理
- ・道路、地域づくり、観光、環境など各分野の計画
- ・将来計画（都市計画、立地適正化計画 等）

4 自転車活用・推進の基本方針の設定

【環境整備】

整備形態は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を基に策定します。

【ソフト対策・利用促進】

必要に応じ公共交通事業所や民間事業所と協議の上策定します。

5 自転車利用環境整備計画の検討

- ・自転車ネットワーク路線の選定
- ・整備形態の選定

7 利用促進に向けた各種取組の検討

- ・シェアサイクル、レンタサイクル等の設定
- ・商業施設、交通事業所などとの連携

6 整備優先度の検討

8 実施手法の検討

9 関連施設(駐輪場・誘導サイン等)の検討

利用促進PRや啓蒙、安全教育に向けては、モビリティマネジメント的手法の導入も検討します。

10 PR・啓蒙・安全教育・人材育成等の検討

次年度以降

モデル地区の設定と
自転車道等の整備

自転車利用拡大に向けた
社会実験実施→本格導入

自転車利用促進に向けた
広報・PR等の実施

策定した計画に基づいた多様な展開

お問い合わせ先

株式会社 ケー・シー・エス 東京支社
TEL : 03-6240-0597 FAX : 03-6240-0598

E-mail : sibata@kcsweb.co.jp